

沿岸・海洋域に係る保護地域について

資料 2 - 7

沿岸・海洋域に係る保護地域（環境省関係）

国立公園・国定公園

根拠法：自然公園法、立法目的：優れた自然の風景地の保護と、その利用の増進

海中公園地区	普通地域（海域）
○ 自然公園の海面の区域のうち海中景観の保護と利用を図る地区 ○ 海底地形に特色があり海中動植物が豊富である、海水が清澄である、水深がおおむね 20m 以浅、周辺陸域の保護十分図られるなど	○ 自然景観が特別地域等と一体をなす地域あるいは公園の利用上の必要性から公園区域とされている地域
許可制 工作物の新・改・増築、土石の採取等、広告物の掲出等、指定動植物の捕獲等、海面の埋立等、海底の形状の変更、物の係留、汚水の排出等	届出制 大規模な工作物の新・改・増築、広告物の掲出等、水面の埋立等、土石の採取等、海底の形状の変更 海中公園地区の周辺 1km 以内

名称	所在地	海中公園地区 の面積	普通地域（海域） の面積（参考）
単位：ha			
〔国立公園〕			
利尻礼文サロベツ	北海道	0	10,600
知床	北海道	0	22,400
陸中海岸	岩手県・宮城県	23	38,800
小笠原	東京都	463	23,800
富士箱根伊豆	東京都・静岡県	52	44,600
伊勢志摩	三重県	0	20,600
吉野熊野	三重県・和歌山県	67	19,400
山陰海岸	京都府・兵庫県・鳥取県	67	11,300
瀬戸内海	岡山県など 11 府県	0	851,000
大山隠岐	鳥取県	58	33,500
足摺宇和海	愛媛県・高知県	179	42,000
西海	長崎県	30	54,800
雲仙天草	熊本県・鹿児島県	116	34,900
霧島屋久	鹿児島県	141	18,800
西表	沖縄県	214	40,000
小計 15 公園		1,410	1,266,500
〔国定公園〕			
暑寒別天売焼尻	北海道	0	5,400
網走	北海道	0	8,000
ニセコ積丹小樽海岸	北海道	44	11,800
日高山脈襟裳	北海道	0	6,200
下北半島	青森県	9	6,800
津軽	青森県	0	15,800
南三陸金華山	宮城県	0	27,000
男鹿	秋田県	0	3,100
鳥海	秋田県・山形県	0	3,900
水郷筑波	茨城県・千葉県	0	2,000
南房総	千葉県	15	19,900
佐渡弥彦米山	新潟県	21	16,200
能登半島	富山県・石川県	38	30,400
越前加賀海岸	石川県・福井県	0	9,700
若狭湾	福井県・京都府	30	36,700
三河湾	愛知県	0	14,400
北長門海岸	山口県	33	31,300
室戸阿南海岸	徳島県・高知県	25	22,000
玄海	福岡県・佐賀県・長崎県	46	37,800
壱岐対馬	長崎県	48	31,000
日豊海岸	大分県・宮崎県	82	33,200
日南海岸	宮崎県・鹿児島県	56	14,000
奄美群島	鹿児島県	446	27,700
沖縄海岸	沖縄県	493	25,700
沖縄戦跡	沖縄県	0	1,700
小計 25 公園		1,385	441,700
計 40 公園		2,795	1,708,200

注1：普通地域（海域）の面積は、知床国立公園以外については、自然環境情報 GIS（環境庁）を用いて試算した参考値である。なお、数値は 100 の位で四捨五入してあるため、各数値を加えても合計欄とは必ずしも一致しない。

注2：瀬戸内海国立公園の普通地域を地先海面に有するのは、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の 11 府県である。

注3：国立公園は全国で 28 箇所、国定公園は全国で 55 箇所指定されている（平成 18 年 3 月現在）。

国立公園・国定公園（つづき）

乗り入れ規制地区（陸域）

○特別地域（陸域に限られる）の区域内で、車馬を使用すること等による動植物の生息・生育環境の悪化を防止する必要がある地域

許可制

特別地域における通常の規制のほかに、車馬・動力船を使用し、または航空機を着陸させること

	地区名	関係都道府県	面積(ha)	主な保全対象	期間
【国立公園】					
伊勢志摩	日和浜参宮浜	三重県	5	アカウミガメ	5月1日～10月31日
	広の浜	"	7	アカウミガメ、シロチドリ	5月1日～10月31日
吉野熊野	七里御浜	三重県	98	アカウミガメ	5月1日～9月30日
	大浜	和歌山県	29	アカウミガメ	5月1日～9月30日
山陰海岸	鳥取砂丘	鳥取県	20	砂丘植生、砂丘風紋	通年
	丹後砂丘	京都府	69	海岸植物、海岸動物	通年
足摺宇和海	下ノ加江海岸	高知県	4	アカウミガメ	通年
霧島屋久	永田いなか浜・前浜	鹿児島県	10	アカウミガメ	通年
	田代海岸	"	50	アカウミガメ、沈状熔岩地形	通年
小計			292		
【国定公園】					
網走	湧湖小清水海岸	北海道	1,515	海浜植生、野生動物生息地	通年
	止別斜里海岸	"	163	海浜植生	通年
	三里浜ツカ原生花園	"	1,340	海浜植生	通年
三河湾	豊橋地区	愛知県	3	アカウミガメ、海浜植生	通年
	豊橋・田原地区	"	57	アカウミガメ、海浜植生	通年
	田原地区	"	67	アカウミガメ、海浜植生	通年
室戸阿南海岸	蒲生田海岸	徳島県	2	アカウミガメ	通年
	大浜海岸	"	4	アカウミガメ	通年
	大里海岸	"	25	アカウミガメ	通年
日南海岸	こどものくに海岸	宮崎県	10	アカウミガメ	5月1日～10月31日
	風田海岸	"	31	アカウミガメ	"
小計			3,217		
合計			3,509		

自然環境保全地域

根拠法：自然環境保全法、立法目的：自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進する等

海中特別地区

○熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域
○生態系等を保全するために必要不可欠な核となるもの

許可制

工作物の新・改・増築、土石の採取等、指定動植物の捕獲等、海面の埋立等、海底の形質の変更、物の係留

普通地区（海域）

○特別地区や海中特別地区における自然環境の保全上重要で、自然環境保全地域全体の保全上不可欠な地域

届出制

大規模な工作物の新・改・増築、海底の形質の変更、土石の採取等、海面の埋立等

単位：ha

名称	所在地	海中特別地区 の面積	普通地区(海域) の面積
崎山湾	沖縄県	128	0
計		128	0

注：自然環境保全地域は、全国で10箇所に指定されている(平成18年3月現在)。

国指定鳥獣保護区

根拠法：鳥獣保護法、立法目的：鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る

特別保護地区（海域）

- 鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる区域の中でも、特に保護の必要があると認められる区域
- 鳥獣の生息等に必要と認められる中核的地区等について指定される

許可制

鳥獣の捕獲等、工作物の新・改・増築、水面の埋立など

特別保護地区以外（海域）

- 鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる区域

許可制

鳥獣の捕獲等

単位：ha

名称	所在地	特別保護地区(海域) の面積	特別保護地区以外 (海域)の面積
濤沸湖	北海道	900	0
野付半島・野付湾	北海道	5,408	0
風蓮湖	北海道	5,202	17
厚岸・別寒辺牛・霧多布	北海道	3,578	385
小湊	青森県	0	4,083
最上川河口	山形県	0	490
仙台海浜	宮城県	92	6,894
谷津	千葉県	40	0
藤前干潟	愛知県	323	447
紀伊長島	三重県	0	6,068
浜甲子園	兵庫県	12	18
中海	鳥取県・島根県	0	6,670
宍道湖	島根県	7,651	199
西南	高知県	0	1,019
和白干潟	福岡県	0	249
屋我地	沖縄県	1,001	1,127
漫湖	沖縄県	58	0
名蔵アンパル	沖縄県	60	926
計 18 地区		20,747	28,207

注1：指定例には干潟や汽水湖なども含めて摘示した。

注2：厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区の面積の値には、淡水の湖沼の面積が含まれている。

注3：国指定鳥獣保護区は、全国 66 箇所に指定されている（平成 18 年 3 月現在）。

出典：環境省資料から作成

注：本資料は、現に海域に保護地域が指定されている場合に、その根拠法と指定実績等を摘示したもの

沿岸・海洋域に係る主な保護地域（他省庁関係）

	保護水面	天然記念物（注）
根拠法	水産資源保護法（法 14 条）	文化財保護法（法 109 条）
根拠法の目的	水産資源の保護培養を図り、かつその効果を将来にわたって維持する（法 1 条）	文化財を保存し、かつその活用を図る（法 1 条）
保護地域の趣旨	水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面（法 14 条）	動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術的価値が高いもののうち重要なもの（法 2 条、法 109 条）
指定権者	都道府県知事または農林水産大臣	文部科学大臣
指定基準	保護水面の指定基準（S28.3.2 農林省告示 94 号）	国宝及び重要文化財指定基準ならびに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（S26.5.10 文化庁告示 2 号）
指定数（海面を含むもの）	海面：55 箇所（2,948ha）	1）野生動物の生息地指定天然記念物 93 件のうち、少なくとも 10 件は海面の区域を含む。 2）植物の天然記念物 537 件のうち、少なくとも 1 件は海面の区域を含む。
指定例（海面を含むもの）	野付郡別海町地先海面（北海道）、渥美郡田原町地先海面（愛知県）、詫間町粟島地先海面（香川県）、石垣市名蔵湾（沖縄県）など	スナメリクジラ廻遊海面（広島県）、大浜海岸のウミガメおよびその産卵地（徳島県）、クロキツタ産地（島根県）など
管理計画	保護水面の管理計画（法 17 条）	保存管理計画（法定計画ではない）
管理者	都道府県知事または農林水産大臣	文化庁長官が指定した管理団体（通常は地方公共団体）
規制内容	1）埋立・浚渫の工事などの改変行為につき知事または大臣の許可制（法 18 条） 2）管理計画の策定による水産動植物の採捕や漁具・漁船の制限・禁止など（法 17 条）	天然記念物の現状を変更する行為及びその保存に影響を及ぼす行為につき文化庁長官の許可制（法 125 条）

出典：水産庁資料、文化庁資料、官報などから作成

注：指定数・指定例の欄では、動物、植物、地質鉱物、天然保護区域の 4 区分のうち（生物多様性の保全と直接的に関係する）前 2 者だけを扱った。